

委託連携加算

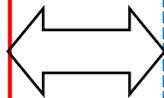
【前提】

当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合、当該委託を開始した日に属する月に限り加算できる。

⇒軽微な変更のためケアプランの作成等の一連の流れを行わない場合は、算定要件を満たしていないため、後に示す事業所番号変更等の算定可能な事由であっても算定できません。

委託連携加算 300 単位

- ・初回加算と共に算定できる
2月目以降の算定には条件有り
- ・ケアプランの作成等に協力した場合に算定できる。契約変更した「だけ」、ケアマネジャーが変わった「だけ」では算定要件を満たさない。
- ・包括と居宅介護支援事業所で基本的に2対8で給付が分けられる



委託強化加算 150 単位

- ・初回加算と共に算定できる
2月目以降の算定可能
- ・居宅介護支援事業所にケアマネジメント業務を委託した場合に算定可能
※人員基準要件有り
- ・10割を居宅介護支援事業所に給付

【居宅介護支援事業所側の変更パターン例】

例1：ケアマネジャーの移籍により事業所が変更する場合

例2：同じ事業所内でケアマネジャーが変更する場合

例3：事業所番号（居宅事業所の運営会社）の変更があったものの、ケアマネジャーは変わらない場合

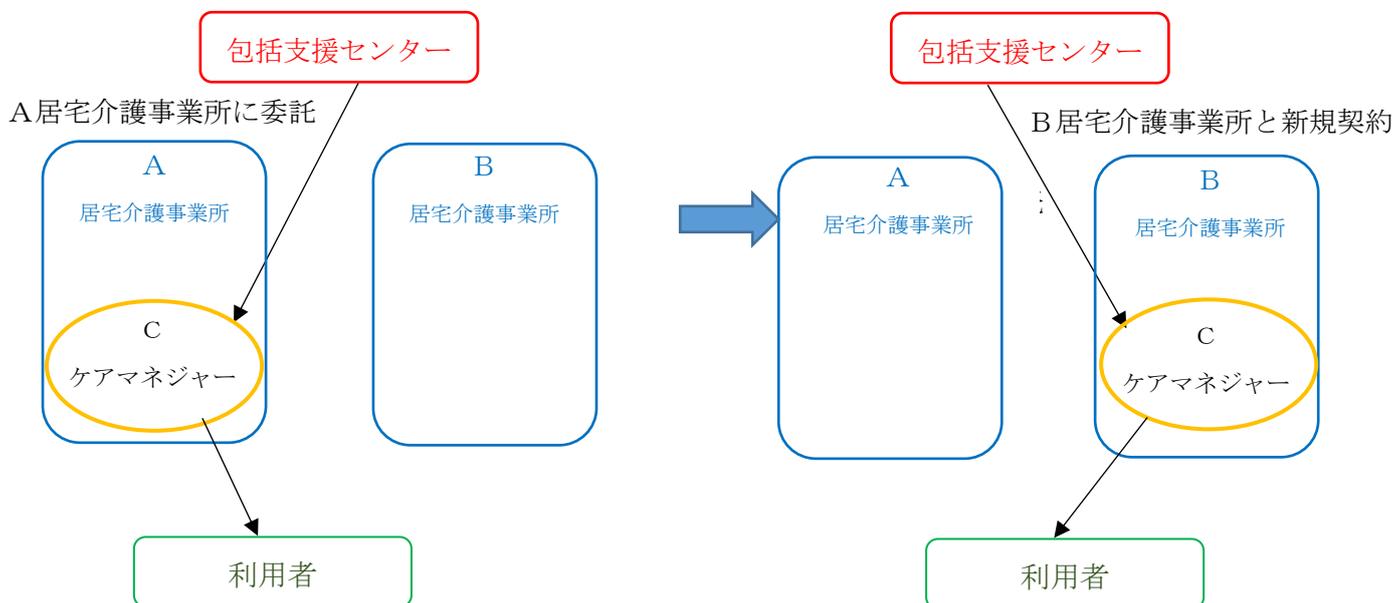
例4：事業所番号は変わらず、事業所の住所・名称等の変更をする場合

例5：地域包括支援センターが変更する場合

例1: ケアマネジャーの移籍により事業所が変更する場合

Cケアマネジャーが別事業所に移籍しても支援を続ける場合、居宅介護支援事業所が変更されるため、再算定は可能。

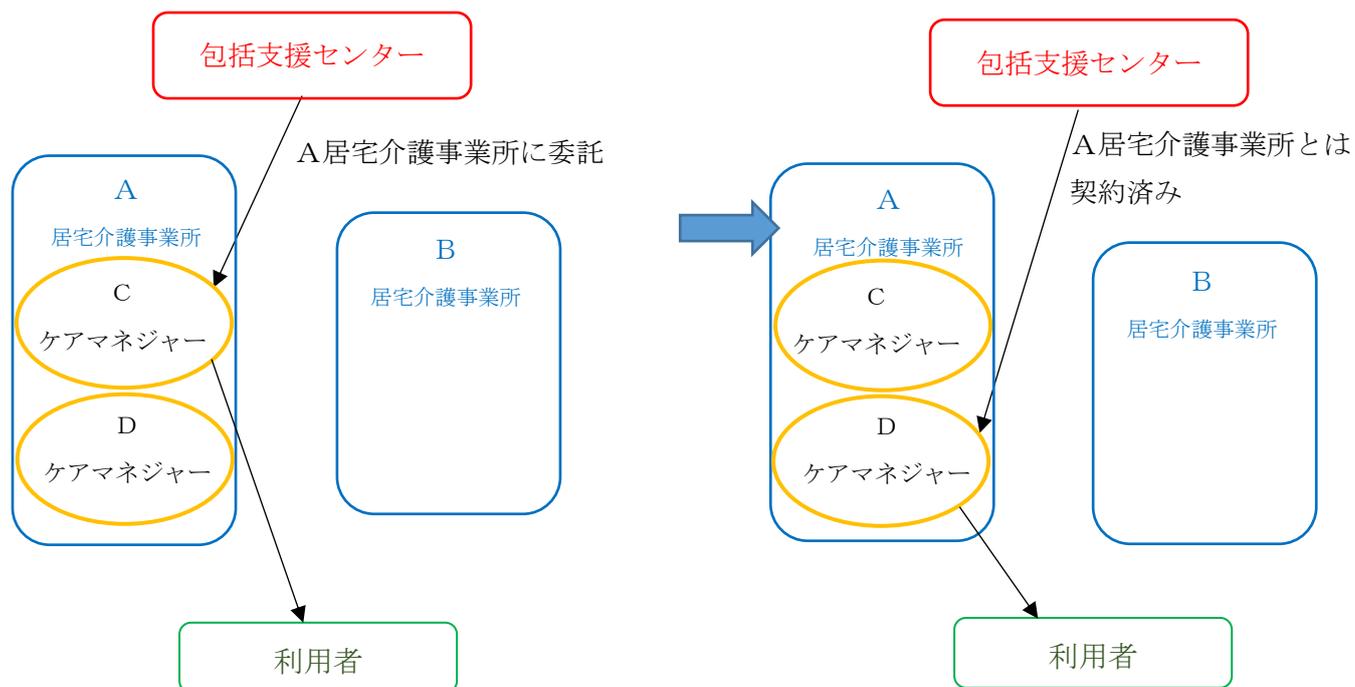
※契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成（変更）していること



例2: 同じ事業所内でケアマネジャーが変更する場合

居宅介護支援事業所の変更ではないため、委託連携加算の再算定は不可。

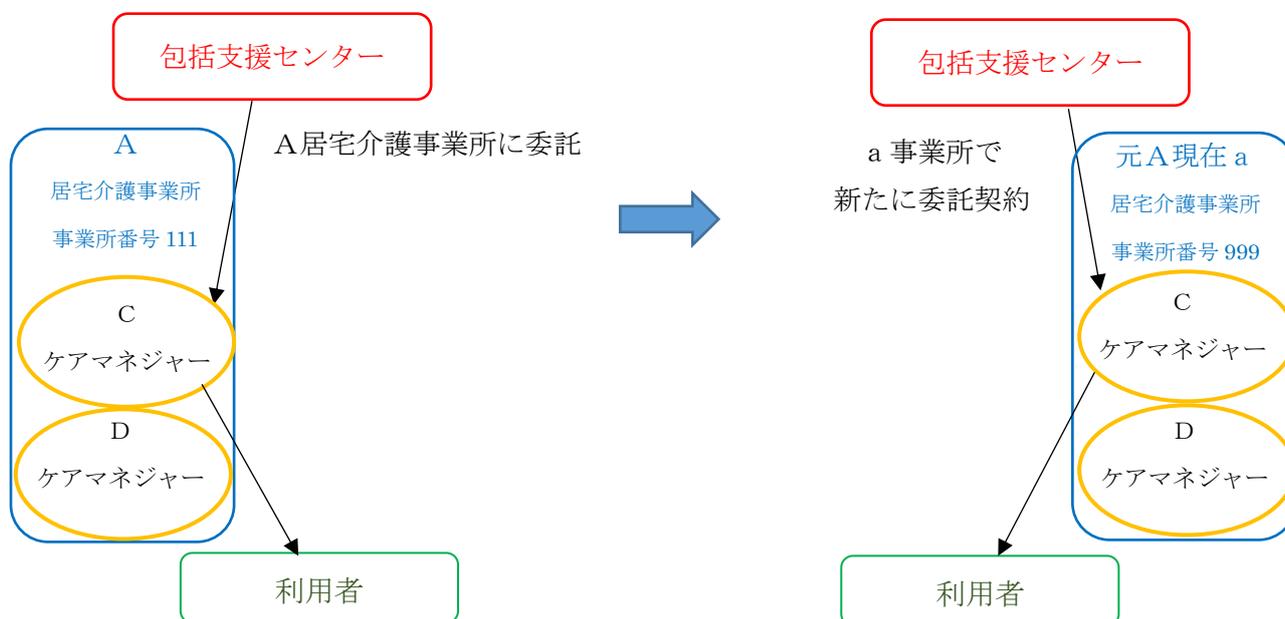
※担当者の変更はあれどもケアプラン等作成の一連の流れが不要なため



例3: 事業所番号(居宅事業所の運営会社)の変更があったものの、 ケアマネジャーは変わらない場合

居宅介護支援事業所の変更になるため、委託連携加算の再算定は可能。

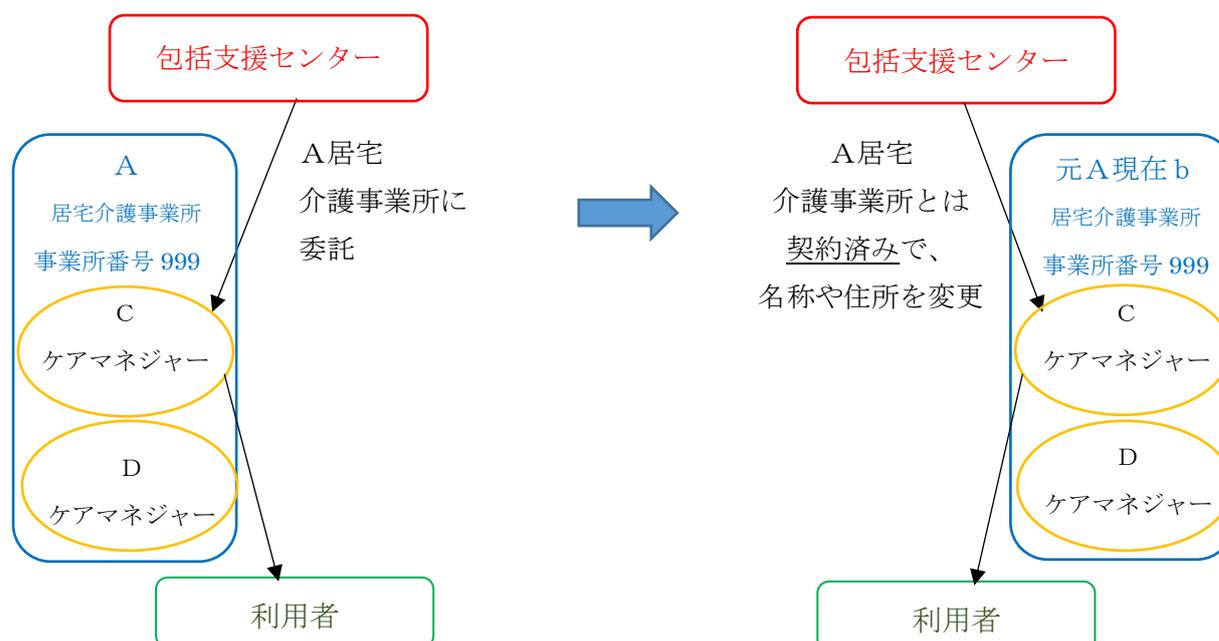
※契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)していること



例4: 事業所番号は変わらず、事業所の住所・名称等の変更をする場合

住所・名称等を変更する場合、変更の届け出が必要ですが、事業所番号が変わらないため算定は不可。

※軽微な変更で取り扱い、担当者の変更はあれどもケアプラン等作成の一連の流れが不要なため



例5: 包括支援センターが変更する場合

新たな契約が発生するので算定可。

※契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)していること

